

- 6 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 7 指定特定身体障害者入所授産施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、第一項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する第一項第二号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を六・三で除して得た数以上とする。
- 8 指定特定身体障害者入所授産施設は、指定施設支援を提供している入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

(指定特定身体障害者通所授産施設の従業者の員数)

- 第五十条 指定特定身体障害者通所授産施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
- 一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
 - 二 職業指導員及び生活支援員
 - イ 入所者の数が、二十の指定特定身体障害者通所授産施設にあっては、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、二以上
 - ロ 入所者の数が、二十を超える指定特定身体障害者通所授産施設にあっては、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、二に、入所者の数が二十を超えて十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

- 3 指定特定身体障害者通所授産施設の従業者は、専ら当該指定特定身体障害者通所授産施設の職務に従事する者でなければならない。

3 指定特定身体障害者通所授産施設の従業者の員数（基準第50条）

指定特定身体障害者通所授産施設は、入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、基準第50条第1項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならないこととされたが、具体的な取扱いについては、別途お示しする予定である。

ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

- 4 第一項第二号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 5 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 指定特定身体障害者通所授産施設は、入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るため必要があるときは、第一項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならぬ。

(分場の従業者の員数)

第五十一条 指定特定身体障害者授産施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う通所による指定施設支援を提供する施設であつて利用者が二十人未満のもの（以下この章において「分場」という。）を設置する場合は、当該分場において指定施設支援を提供する前条第一項第二号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該分場入所者の数を四・八で除して得た数以上とする。

- 2 指定特定身体障害者授産施設は、指定施設支援を提供している入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、前項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならぬ。

第三節 設備に関する基準

(指定特定身体障害者入所授産施設の設備)

第五十二条 指定特定身体障害者入所授産施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、六・六平方メートル以上と

4 分場の従業者の員数（基準第51条）

- (1) 指定特定身体障害者授産施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う通所による指定施設支援を提供する施設であつて利用者が20人未満のもの（以下この章において「分場」という。）を設置する場合は、当該分場において指定施設支援を提供する基準第50条第一項第2号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該分場入所者の数を4・8で除して得た数以上とすることとしたものである。
- (2) 指定特定身体障害者授産施設は、指定施設支援を提供している入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、第51条第1項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならぬこととされたが、具体的な取扱いについては別途お示しする予定である。

第2節 設備に関する基準

1 指定特定身体障害者入所授産施設の設備（基準第52条）

食堂等の面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に發揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮するものとする。

2 指定特定身体障害者入所授産施設の経過措

	すること。
二 静養室	<p>イ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。</p> <p>ロ 医務室に近接して設けること。</p>
三 食堂	<p>イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。</p> <p>ロ 必要な備品を備えること。</p>
四 浴室	入所者の特性に応じたものであること。
五 洗面所	<p>イ 居室のある階ごとに設けること。</p> <p>ロ 入所者の特性に応じたものであること。</p>
六 便所	<p>イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。</p> <p>ロ 入所者の特性に応じたものであること。</p>
七 医務室	治療に必要な機械器具等を備えること。
八 作業室又は作業場	<p>イ 作業を行う入所者一人当たりの床面積は、機械器具等を除き、一・六五平方メートル以上とすること。</p> <p>ロ 作業に必要な機械器具等を備えること。</p>
九 更衣室	男子用と女子用を別に設けること。
十 相談室	室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
十一 集会室	必要な備品を備えること。
十二 廊下幅	二・ニメートル以上とすること。
2	前項に掲げる設備のうち、静養室にあっては、医務室を兼ねることができる。
3	指定特定身体障害者入所授産施設には、必要に応じて原材料及び製品の製造・運搬のための機械器具等を備えなければならない。
4	第一項及び第三項に掲げる設備は、専ら当該指定特定身体障害者入所授産施設の用に供

置（基準附則第4条）

指定特定身体障害者入所授産施設の設備に関する基準については、以下の経過措置が設けられているので留意すること。

基準省令の施行の際現に存する身体障害者入所授産施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、基準省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について、第52条第1項第1号ロ及び同項第12号の規定を適用する場合においては、居室の1人当たりの床面積について同項第1号ロ中「6・6平方メートル」とあるのは「3・3平方メートル」と、廊下幅について同項第12号中「2・2メートル」とあるのは「1・8メートル」とする。

(2) 基準省令の施行の際現に存する身体障害者入所授産施設の建物については、当分の間、第52条第1項第7号の医務室を置かないことができる。

するものでなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(指定特定身体障害者通所授産施設の設備)

第五十三条 指定特定身体障害者通所授産施設の設備の基準は次のとおりとする。

一 食堂兼集会室

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

二 洗面所 入所者の特性に応じたものであること。

三 便所

イ 男子用と女子用を別に設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

四 医務室兼静養室

イ 治療に必要な機械器具等を備えること。

ロ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

五 作業室又は作業場

イ 作業を行う入所者一人当たりの床面積は、機械器具等を除き、一・六五平方メートル以上とすること。

ロ 作業に必要な機械器具等を備えること。

六 更衣室 男子用と女子用を別に設けること。

七 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

八 廊下幅 ニ・ニメートル以上とすること。

3 指定特定身体障害者通所授産施設には、必要に応じて原材料及び製品の製造・運搬のための機械器具等を備えなければならない。

4 前二項に掲げる設備は、専ら当該指定特定身体障害者通所授産施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(分場の設備)

3 指定特定身体障害者通所授産施設の設備

(基準第53条)

食堂等の面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮するものとする。

4 指定特定身体障害者通所授産施設の経過措置 (基準第5条)

指定特定身体障害者通所授産施設の設備の基準については、以下の経過措置が設けられているので留意すること。

基準省令の施行の際現に存する身体障害者通所授産施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、基準省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について、第53条第1項第8号の廊下幅の規定を適用する場合においては、「2.2メートル」とあるのは「1.8メートル」とする。

第五十四条 分場の設備の基準は、前条に規定する基準に準ずる。

第四節 運営に関する基準

(運営規程)

第五十五条 指定特定身体障害者授産施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 定員
 - イ 入所定員
 - ロ 通所により指定施設支援を行う施設にあっては、当該通所による入所者の定員
 - ハ 分場を設置する施設にあっては、当該分場の入所定員
- 四 入所者に対する指定施設支援の内容及び入所者から受領する費用の額
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要な事項

第3節 運営に関する基準

1 運営規程（基準第55条）

基準第55条は、指定特定身体障害者授産施設の適正な運営及び入所者に対する適切な指定施設支援の提供を確保するため、同条第1号から第7号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定特定身体障害者授産施設ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

(1) 入所定員(第3号)

- ア 指定特定身体障害者入所授産施設の入所定員については、当該施設の事業の専用の居室の定員の合計数と同数とすること。
- イ 指定特定身体障害者入所授産施設のうち、通所により指定施設支援を行う施設にあっては、当該通所による入所者の定員
- ウ 指定特定身体障害者授産施設のうち、分場を設置する施設にあっては、当該分場の入所定員

(2) 指定施設支援の内容及び入所者から受領する費用の額(第4号)

「指定施設支援の内容」については、指導、訓練及び授産活動の内容はもとより、行事及び日課等のサービスの内容を指すものであること。また、「入所者から受領する費用の額」については、基準第59条において準用する第15条第1項及び第3項に規定する額等を指すものであること。

(3) 施設の利用に当たっての留意事項(第5号)

入所者が指定施設支援の提供を受ける際の、入所者側が留意すべき事項(入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等)を指すものであること。

(4) 非常災害対策(第6号)

第59条において準用する第31条の非常災害に関する具体的計画を指すものであること

(作業指導)

第五十六条 指定特定身体障害者授産施設は、入所者が自立して社会生活を営むことができるように作業指導を行わなければならない。

(授産活動)

第五十七条 指定特定身体障害者授産施設が行う授産活動は、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行わなければならない。

2 指定特定身体障害者授産施設は、授産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

(工賃の支払)

第五十八条 指定特定身体障害者授産施設は、授産活動に従事している者に、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(準用)

第五十九条 第九条から第二十七条まで及び第二十九条から第四十一条までの規定は、指定特定身体障害者授産施設について準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

(身体障害者更生施設の経過措置)

(5) その他施設の運営に関する重要事項としては、苦情解決の体制等がある。

2 作業指導（基準第56条）

指定特定身体障害者授産施設は、入所者が地域で自立して社会生活を行うことができるよう、入所者の特性に応じて適切に行わなければならないこととしたものである。

3 授産活動（基準第57条）

授産活動を実施するにあたっては、以下の事項について留意すること。

(1) 作業科目には、主として製品及びサービスの需給状況及び業界の動向を常時把握し、できるだけ多数の種目を選び、入所者の意向、能力に応じて職業選択の範囲を広くすること。

(2) 授産種目について、作業の内容及び特質並びに必要とする身体的要件等を正確に把握し、これにより残存能力の把握し、これにより残存能力の活用を容易にするとともに、作業設備、作業工具の改善に努めること。

4 工賃の支払い（基準第58条）

指定特定身体障害者授産施設は、授産活動に従事している者に、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならないこととしたものである。

5 準用（基準第59条）

基準第59条の規定により、基準第9条から第27条まで及び第29条から第41条までの規定は、指定特定身体障害者授産施設について準用されるものであるため、第3章第3節の1から19まで及び21から31までを参照されたい。

第二条 この省令の施行の際現に存する身体障害者更生施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。以下本条において同じ。）について、第八条第一項第一号口及び同項第九号の規定を適用する場合においては、同項第一号口中「六・六平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」と、同項第九号中「二・ニメートル」とあるのは「一・ハメートル」とする。

2 この省令の施行の際現に存する身体障害者更生施設の建物については、当分の間、第八条第二項から第四項までの集会室を置かないことができる。

（身体障害者療護施設の経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に存する身体障害者療護施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について、第四十四条第一項第一号口の規定を適用する場合においては、「九・九平方メートル」とあるのは「六・六平方メートル」とする。

（身体障害者入所授産施設の経過措置）

第四条 この省令の施行の際現に存する身体障害者入所授産施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。以下本条において同じ。）について、第五十二条第一項第一号口及び同項第十二号の規定を適用する場合においては、同項第一号口中「六・六平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」と、同項第十二号中「二・ニメートル」とあるのは「一・ハメートル」とする。

2 この省令の施行の際現に存する身体障害者入所授産施設の建物については、当分の間、第五十二条第一項第七号の医務室を置かないことができる。

（身体障害者通所授産施設の経過措置）

第五条 この省令の施行の際現に存する身体障害者通所授産施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について、第五十三条第一項第八号の規定を適用する場合においては、「二・二メートル」とあるのは「一・ハメートル」とする。